

厚 科 審 第 17 号
令和2年5月12日

再生医療等評価部会長

福 井 次 矢 殿

厚生科学審議会長

福 井 次 矢



再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則の
一部改正について（付議）

標記について、令和2年5月1日付け厚生労働省発医政 0501 第3号をもって
厚生労働大臣から諮問があったので、厚生科学審議会運営規程第3条の規定に
基づき、貴部会において審議方願いたい。

厚生労働省発医政 0501 第 3 号
令和 2 年 5 月 1 日

厚生科学審議会長
福井 次矢 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信



諮問書

再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成 25 年法律第 85 号）第 55 条第 2 号の規定に基づき、同法第 2 条第 5 項に規定する厚生労働省令について、別紙のとおり変更することについて、貴会の意見を求めます。

○厚生労働省令第 号

再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成二十五年法律第八十五号）第二条第五項の規定に基づき、再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年 月 日

厚生労働大臣 加藤 勝信

再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百十号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
(第一種再生医療等技術) 第二条 法第二条第五項の厚生労働省令で定める再生医療等技術は、次のいずれかに該当する医療技術とする。 一 (略) 二 遺伝子を導入若しくは改変する操作を行つた細胞又は当該細胞に培養その他の加工を施したものをを用いる医療技術(前号に掲げるものを除く。) 三・四 (略)	(第一種再生医療等技術) 第二条 法第二条第五項の厚生労働省令で定める再生医療等技術は、次のいずれかに該当する医療技術とする。 一 (略) 二 遺伝子を導入する操作を行つた細胞又は当該細胞に培養その他の加工を施したものをを用いる医療技術(前号に掲げるものを除く。) 三・四 (略)

附 則

この省令は、公布の日から施行する。